

本メルマガは、当社「日税フォーラム」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

『質問内容』

運送会社からの相談。

社長は55歳、奥様は54歳、息子さんは35歳で別会社に勤務。従業員は現在3名、奥様は経理業務を担当、社会保険は1年以上滞納し1,000万円前後の滞納金がある。また、日本政策金融公庫に借入金が1,000万円程残っていて、社長の父親の第三者保証がついている。経営者保証に関するガイドラインを使って第三者保証を外してくれるよう依頼をしたが断られた。父親の第三者保証を外し、事業を継続して行きたいのだが、社会保険事務所や日本政策金融公庫とどのように交渉を進めれば良いかが分からないので教えて欲しい。

《アドバイス》

問題を大別すると、

- ①第三者保証を外す
 - ②社会保険料の滞納金1,000万円をどうするか
- の2点となる。

まず初めに第三者保証を外すことだが、民間の銀行と日本政策金融公庫(以下、日本公庫)とは、保証人に対する内規が大きく異なっている。結論から言うと日本公庫の経営者保証、第三者保証共に民間の銀行よりも厳しい(内規の詳細は日本公庫HP参照)。

日本公庫の借入返済に遅れがなければ交渉をすべし。不可ならば、「どこが、何が問題なのか」を聞いて改善の暁には外してもらう。可能性は高いと思う。日本公庫への年間返済額以上の当期利益または、簡易キャッシュフローが出ていれば尚更良い。

社会保険料の支払いは、資金繰りの範囲内でしか支払えないというのが原理原則。無理して資金繰りを圧迫してはならない。

何度も社会保険事務所を訪問して、実情を訴え支払える範囲内にしてもらう。例えその金額が、毎月5,000円になっても仕方ない。納付するために返済不可能なお金を借りてはならない。

〈著者プロフィール〉

松本 光輝 氏

株式会社事業パートナー 代表取締役。40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1～2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依頼することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。